



富士市公告第 365 号

令和 6 年 2 月 26 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第 9 条の規定により公告する。

令和 6 年 12 月 20 日

富士市長 小長井 義正

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
05-31	富士市大淵 1284-1	52 と 25	山林	0.3667	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

他者に売買した土地を誤って経営管理権集積計画箇所として契約してしまったため。

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、富士市長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は富士市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上